

労働基本権問題に関する当面の検討スケジュール

時 期	検 討 内 容
H 21. 1.	▽ 便益・費用について ▽ 主な論点について
H 21. 2. ～ 3.	▽ 各省、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等のヒアリング ▽ 全体像の提示に向けた方針の決定
H 21. 4. 以降	▽ 国民に「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像」を提示
H 21年以内	▽ 法制上の措置にかかる提言のとりまとめ